

事務連絡
令和4年11月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

スキサメトニウム注射剤について、製造販売業者である丸石製薬株式会社・杏林製薬株式会社によると、本剤の原薬の製造が困難となり限定出荷となっています。

厚生労働省では、当該製造販売業者に対して、早期の安定供給再開に向けての対応を依頼しているところですが、現時点で新たな原薬製造所の選定に至っておらず、安定供給に支障が生じているところです。

スキサメトニウム注射剤は、麻酔時の筋弛緩、気管内挿管時の筋弛緩、精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩、腹部腫瘍診断時等に対する適用を有していますが、このうち特に精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩に対しては必要度の極めて高い薬剤とされています。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、スキサメトニウム注射剤が安定供給される当面の間、別添の日本麻酔科学会の情報等を参考にいただき、下記のと通りの対応について、貴管下関係医療機関等及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. スキサメトニウム注射剤については、代替治療のない精神神経科における電撃療法の際の筋弛緩への優先的な使用を考慮し、麻酔時の筋弛緩・気管内挿管時の筋弛緩の場合には、可能な限り代替治療等を検討いただきたいこと。
2. スキサメトニウム注射剤については、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のための購入をお願いしたいこと。

以上